

当金庫とお取引をされる外国人のお客さまへ

全国の信用金庫では、関係省庁と連携し、預金口座を悪用した特殊詐欺被害等の防止、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与・拡散金融対策の強化を通じて、お客さまが安心・安全に預金口座等をご利用いただける環境整備に取り組んでおります。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止するため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等で求められている事項に加え、在留カードを交付されている外国人のお客さまによる個人名義の預金口座開設等のお申し込みの際は、在留カードの提示をお願いしております。

在留カードを更新した場合、または住所を変更した場合は、更新後の在留カードをお持ちいただき、速やかに窓口へ届出ください。お届出いただけない場合、一時的にお取引を制限する場合がございます。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

口座開設にあたって、ご留意いただきたい事項 “Matters you should keep in mind” when opening a bank account

銀行口座を売却し、通帳やキャッシュカードを他人に譲渡することは、日本の法律により罰せられますので、ご注意ください。

Please note that it's punished under the Japanese laws to sell a bank account and to transfer a passbook and a cash card to others.

日本を出国（帰国）する時には、支店で口座解約手続きを行ってください。

When leaving Japan (returning to your home country), please come to our branch and offer a termination of your bank account.

在留期限が更新された時は、支店で手続きを行ってください。

When a residence time limit was renewed, please go through the procedure at a branch office.

以下の場合には口座の利用ができなくなります。ご注意ください。

The account can't be used any more in the following case. Please be careful.

- 口座の開設目的以外の利用があった場合
(When there was use besides the establishment purpose of a checking account.)
- 在留期限を更新しないまま口座を使用している場合
(When the account is being used without renewing a residence time limit.)
- 「ご留意いただきたい事項」に反する行為が発見された場合
(When an act contrary to “Matters you should keep in mind” was found.)